

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 7 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 西 盛 満

署名委員 山田 正修

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年7月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 0名

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議案説明者

笠利総合支所農林水産課主査 永田 智博

7. 傍聴者

笠利総合支所農林水産課会計任用職員（農地中間管理事業担当） 諏訪 亜希乃

8. 報告事項

- ・7月の総会日程について

9. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地の判定について

議案第39号 奄美市農業振興整備計画変更(除外)に伴う意見書の
提出について

議案第40号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約の決定について

議案第41号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は１４人であります。
全員出席で総会は成立いたしました。
これから、令和７年第７回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第１》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、９番 西 委員と１０番 山田 委員の
お二人を指名いたします。

《日程第２》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、議案第３６号から議案第４１号まで
の６件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第 3 》

議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 1 ～No. 3 6 について議題といたします。

No. 3 6 につきましてはNo. 3 5 の決議の後、審議を行います。

それでは事務局から議案の説明を求めます

(事務局の朗読及び説明)

(池 局長)

事務局

議案第 3 6 号 農地法 3 条許可申請について

今月の農地法第 3 条の許可申請は売買が 4 件、贈与が 1 件、買受適格証明願が 1 件、合計 6 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO. 3 1 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字中金久字^{しんち}新地の 1 筆の申請です。

農地区分は第 1 種農地の申請であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 1 0 m²で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

1 3 ページに営農計画書が添付されております。

続きましてNo. 3 2 です

1 4 ページをお開き下さい。

NO. 3 2 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字用安字^{わきのはまはら}脇之浜原の 2 筆の申請です。

農地区分は第 2 種農地であります。

譲渡人の 2 筆の農地の面積は 8 9 6 m²で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、果樹、野菜等自家用として栽培する予定であります。

2 4 ページに営農計画書が添付されております。

議長 1 3 番	No. 3 3 です。 令和 7 年 7 月 2 4 日木曜日に取り下げ申請書を提出しております 取り下げ理由と致しましては、申請地は先月の非農地申請地と隣接しており、耕作地としての利用が困難であることから取り下げに至りました。 No. 3 4 です。 3 9 ページをお開き下さい。 NO. 3 4 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字中金久字内山田^{うちやまだ}の 1 筆と笠利町大字中金久字配田^{はいた}の 1 筆の申請です。 農地区分は 2 筆とも第 1 種農地であります。 譲渡人の 2 筆の農地の面積は 3, 3 5 7 m²で売買による申請となります。 譲受人の農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。 No. 3 5 です。 4 9 ページをお開き下さい。 NO. 3 5 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字赤崎原^{あかざきばら} 1 筆の申請です。 農地区分は第 2 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 0 2 m²で贈与による申請となります。 譲受人の農地取得後は、ローゼル（ハイビスカスティー）を栽培する予定であります。 (岸田 会長) それではNo. 3 1 から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。 (中棚 委員) 譲受人についての説明 1 3 番中棚です。 議案 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 3 1 , 所有権移転売買の譲受人の報告を致します。
------------------------	--

5 番 1 3 番 議長	7 月 1 7 日午後 2 時 1 0 分頃に竹山主幹, 丸田推進委員, 私で本人の自宅で書類の確認と土地の確認をいたしました。 書類の確認で義兄弟の土地の売買で間違いないですかと確認しましたら申請書類のとおりでありますとのことでした。 (照井 委員) 譲渡人についての説明 5 番照井です。 農地法第 3 条の規定による No. 3 1 について調査報告致します。 7 月 1 6 日水曜日, 午後 1 時譲渡人に直接お会いしてお話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。 以上, 報告致します。 (中棚 委員) 土地についての説明 土地の報告いたします。 申請書の 1 0 ページから 1 2 ページを見られてください。 1 1 ページの〇〇が本人の自宅で〇〇が今回の申請地です。 畑は綺麗に使われています。 特に問題はありませんと思いますので農業委員の皆さんのご審議の程よろしくお願い致します。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。 (岸田 会長) No. 3 2 お願いします。
--	--

9 番	(西 委員) 譲受人についての説明 9 番西です。 農地法第 3 条の規定による許可申請書。 7 月 23 日水曜日, 午後 5 時頃譲受人に奄美市内のアイアイ広場でお話を聞くことができました。 農地取得の理由としては 23 ページにありますように〇〇, 〇〇は申請地でこれから 5 条申請にあります〇〇は一般住宅の申請となります。 住宅の建設予定地の周りが畑という事で日頃から龍郷町の友人の農作業を手伝っていますと言う事です。 農地取得後は近隣の農家さんから色んな事を聞いて農業をやっていききたいという事です。 土地の地番, 面積とも申請書とおりに間違いのない事でした。
12 番	(里 委員) 譲渡人についての説明 12 番里です。 農地法第 3 条の規定による No. 32 の譲渡人について調査報告いたします。 7 月 17 日午前 9 時頃, 現地にて山本推進委員, 竹山主幹, と譲渡人に話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いのない事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
12 番	(里 委員) 土地についての説明 農地法第 3 条の規定による No. 32 の土地について調査報告いたします。 7 月 17 日午前 9 時頃, 現地にて山本推進委員, 竹山主幹, と譲渡人に話を聞くことができました。 現地は何も耕作されていませんが, いつでも使用可能な状態になっておりました。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。

議長 1 3 番 1 0 番 1 3 番	皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 以上です。 (岸田 会長) 続いてNo. 3 4 お願いします。 (中棚 委員) 譲受人についての説明 1 3 番中棚です。 議案 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてNo. 3 4 の所有権移転 売買の譲受人の報告をいたします。 7 月 2 0 日午後 6 時に本人と電話で書類の確認をいたしました。 畑の地番, 面積, 対価は申請書類のとおりでありますとのことでした。 (山田 委員) 譲渡人についての説明 1 0 番山田です。 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 4 の件について報告いたします。 譲渡人が高齢のため娘に電話で連絡を取り聞き取りをいたしました。 この方は鹿児島在住ですが, この農地の売買も申請内容もご存じで, 娘の父の土地の件で農業委員会を訪ねた際に, 譲受人を紹介していただき, この土地の売買の話が進んだようです。 土地の所在, 地番, 地目, 面積, 対価等も読み上げました。 申請書とおりで間違いありませんという事でした。 以上, ご報告いたします。 (中棚 委員) 土地についての説明 土地について報告いたします。 畑の確認は 7 月 1 7 日午後 2 時 3 0 分に竹山主幹, 丸田推進委員, 私で畑の確 認をしました。
--	---

議長 2 番 笠利 事務局	46 ページから 48 ページを見られてください。 大島北校前の川沿いの道が上がった所にあります。47, 48 ページの申請地の畑は雑草等が生えていましたが刈り取れば十分に使えます。 もう 1 筆の畑はサトウキビが植えられていました。 特に問題ないと思いますので農業委員の皆さんのご審議の程よろしくお願ひ致します。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します 以上です。 (岸田 会長) 続いて No. 35 お願いします。 (朝 委員) 譲受人についての説明 2 番朝です。 議案 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 35 の譲受人について調査報告をいたします。 7 月 22 日午後 4 時頃、申請地にて本人から話しを伺いました。 譲受人と譲渡人は義理の兄弟です。 譲受人は現在、兄弟の土地を借りて野菜等を栽培しています。 申請地は、譲受人が 5, 6 年前からローゼル等を栽培しています。 又、申請書のとおり間違いありませんとのことでした。 問題ないものと思います。 (竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第 3 条の規定による No. 35 について調査報告いたします。 7 月 17 日木曜日午後 3 時 45 分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないこと
--	--

1 2 番 議長 1 番 事務局 議長	でした。譲渡人自身,愛知県に居住し奄美に住む予定もないため,義理の妹である譲受人に土地を贈与したいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (里 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定によるNo.35について調査報告いたします。 7月17日午前9時40分頃,山本推進委員,竹山主幹と現地を調査しました。 現地は譲受人がローゼルを栽培しておりました。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します 以上です。 (岸田 会長) それでは、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 (里 委員) No.32について16ページの農業年数について何も記入がありませんがいいのでしょうか、経験がないということでしょうかね (池 局長) 記入はありませんが家庭菜園程度なのでよろしいと思います。 自家消費なので問題ないと思います。 (岸田 会長) 他に質疑はありませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
--	---

事務局	お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請、No.31～No.35について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 (岸田 会長) それではNo.36の買受適格証明願について、議題とします。 それでは事務局より説明をお願いいたします。 (池 局長) No.36です。 59ページをお開き下さい。 No.36は、買受適格証明願を提出されております。 内容といたしましては競売による申請であります。 No.36は、買受適格証明願について審査を求めるもので、申請件数は1件です。 この証明は、民事執行法等による農地などの売却に関しては、農地法上の各許可権者は、買受適格証明願があれば、買受適格の有無を判定しなければならない。となっています。 農地を取得するのに適格かどうかの判断になります。 今回は、鹿児島地方裁判所名瀬支部の競売による、取得に至った場合は所有権の移転で農地法第3条の許可を要する農地についての売却です。 資料を読み上げます。 申請人は、奄美市笠利町の〇〇さんです。 土地の所在は、奄美市名瀬大字浦上字皿人形の4筆の申請です。 農地区分は第1種農地であります。 譲渡人の4筆の農地の面積は7,430㎡。 登記名義人は、〇〇さんです。 申請地を取得した場合は、タンカンの栽培を行う計画です。 買受適格証明がされた場合は、入札に参加をすることができ、最高価格買受け申出人になった後には農地法第3条の許可申請をして、所有権の移転許可となります。 通常、農地法第3条の許可については、農業委員会総会で審議を行い許可となるわけですが、この買受適格証明についての審査及び判断が、農地法第3条と同趣旨に
-----	---

	なるため、議案書中の付帯決議（案）としまして、上記申請人において、この物件に対しての農地法第3条許可申請があった場合は、農地法第3条の許可申請を経て、所有権の移転許可となります。 ご審議をお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	(岸田 会長) それではただいまの説明に関連して担当調査委員による調査報告をお願いいたします。
2 番	(朝 委員) 譲受人についての説明 議案36号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.36の買受適格証明書の調査報告をいたします。 譲受人につきましては7月22日午後5時頃、タンカン等を栽培している認定農家です。 去年、兄弟が帰島し農業を手伝っています。 又、申請書のとおり間違いありませんとのことでした。 問題ないものと考えております。
1 4 番	(田中 委員) 土地についての説明 議案36号農地法第3条の規定による許可申請書No.36の土地について調査報告します。 7月23日午前9時20分、山下推進委員、事務局の別府さん、私の3人で現地を確認しました。69ページをご覧ください。土地はクリーンセンターから本茶峠に向かい5分程進んだ場所です。第一本茶と言われる場所で周りは大規模な果樹農家が集まっています。 70ページをご覧ください。 メインの畑の周りを囲むように雑種地があります。この土地に現在木材チップがかなりの量で積まれています。 見た感じだと申請地にかなりはみだして積まれているのではないかと思います。境界がはっきりしないため何とも言えません。 譲受人が畑として使用するにはこのチップをどかしてもらわないと利用が制限されるのではないかと思います。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

付帯決議(案)についてもよろしいでしょうか。

異議がないようですので、No.36号及び付帯決議(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員の挙手)

全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
No.36号及び付帯決議(案)については、原案のとおり決定いたしました。

《日程第4》

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてNo.14～No.19を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局の朗読及び説明)

事務局

(池 局長)

今月の5条申請は6件で全て売買の申請でございます。

72ページをお開き下さい。

No.14の申請内容といたしましては譲渡人が所有する奄美市笠利町大字^{まんや}万屋の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地で集落に接続している土地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は534㎡で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、レンタカーの駐車場として利用する予定であります。尚、駐車場、資材置き場については完成後、3年間、半年ごとに報告提出の義務がございます。

83ページをお開き下さい。

No.15の申請内容といたしましては譲渡人が所有する奄美市名瀬有屋町の1筆の申請です。

農地区分は第3種農地で都市計画整備地域であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は210㎡で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

94ページをお開き下さい。

No.16の申請内容といたしましては譲渡人が所有する奄美市笠利町大字用安^{わきの はまはら}字脇之浜原の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地で用安集落に接続している土地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は464㎡で売買による申請となります。

	譲受人の農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。 106ページをお開き下さい。 No.17～19については申請内容が関連しておりますので、まとめて説明いたします。 申請内容といたしましては5月の総会にて一時転用を行いボーリング調査が終了したため今回、3件3筆については個人で5条申請を行い、物販店舗を建設するための申請でございます。 この申請につきましては個人名で申請を行い、その後本人代表の企画会社から物販会社へ賃貸借契約を行う事となっております。 以上6件でございます。 (岸田 会長) それでは順次No.14から担当調査委員の報告をお願いいたします。
議長	
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.14の譲受人について調査報告いたします。 7月22日火曜日、午前11時30分頃に譲受人の会社の担当者にお話を聞く事ができました。 申請地は譲受人の会社が経営する奄美空港近くのレンタカー店の規模拡大のための申請ということでした。 申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いありませんとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.14の譲渡人について調査報告いたします。 7月17日木曜日、午後4時5分頃に譲渡人と電話でお話を聞く事ができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
6 番	(大瀬 委員) 土地についての説明

議長	6 番大瀬です。 農地法 5 条許可申請No.1 4 の土地の調査の説明をいたします。 7 月 1 6 日水曜日, 午後 1 時 3 0 分に笠利分室の竹山さん, 推進委員の肥後信幸さん 私と申請地で待ち合わせ土地の状況調査をしました。 7 7 ページの案内図のように県道沿いの集落内にあり, 昨年までサトウキビが植え られてあり刈り取った後のサトウキビの芽と雑草等が生えております。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) No.1 5 お願いします。
1 4 番	(田中 委員) 譲受人についての説明 1 4 番田中です。 議案 3 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請No.1 5 について調査報告いたしま す。 7 月 2 0 日午後零時電話で話を聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないとの事でした。
事務局	(勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法第 5 条の規定によるNo.1 5 の譲渡人について調査報告いたします。 8 3 ページNo.1 5 の譲渡人が福岡県にお住まいですので 7 月 2 3 日午後 1 時 1 0 分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所, 移転する土地の住所, 権利の設定等に係る対価等の記載内容に間違い のないとの事を確認いたしました。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 以上でございます。
1 4 番	(田中 委員) 土地についての説明 土地について報告します。 7 月 2 3 日午後 6 時に現地を確認しました。 8 6 ページをご覧ください。 地図を見てもわかるとおりこの土地は三方を住宅に囲まれており, 農業には向かな い土地と判断いたします。 事前着工ありませんでした。 以上, 報告いたします。
議長	(岸田 会長) No.1 6 お願いします。

9 番	(西 委員) 譲受人についての説明 9 番西です。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書 No. 16 について調査報告いたします。 7 月 23 日水曜日, 午後 5 時頃譲受人と奄美市内のアイアイ広場にてお話を聞くことができました。 理由としては仕事柄出張もあり空港に近いという事で住宅を建設したいという事です。 土地の地番, 面積対価等ともに申請書通り間違いないという事です。
12 番	(里 主幹) 譲渡人についての説明 12 番里です。 農地法 5 条の規定による No. 16 について調査報告いたします。 7 月 17 日午前 9 時頃, 現地において山本推進委員, 竹山主幹, 譲渡人にお話を聞く事ができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
12 番	(里 委員) 土地についての説明 7 月 17 日午前 9 時頃, 山本推進委員, 竹山主幹, 譲渡人と現地確認しました。 周辺は農地転用が進み宅地化しているため, 周辺農地への影響はないものと判断します。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それでは No. 17 から 19 について関連がありますのでまとめて調査報告をお願いします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) No. 17 ～ 19 の譲受人についての説明 農地法 5 条の規定による No. 17 から No. 19 について, 譲受人が同じで申請内容も一緒のため, まとめて報告いたします。 7 月 18 日金曜日, 午前 9 時 55 分頃に譲受人の会社の担当者に電話でお話を聞く事ができました。 申請地は店舗の建設を予定している土地であります。 すでに 7 月 8 日火曜日に住民説明会も終えており特に反対意見もなかったとのことであります。 申請内容について確認しましたが, 記載内容に間違いないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

1 3 番	(中棚 委員) No. 1 7, 1 9 の譲渡人についての説明 議案 3 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてNo. 1 7, 1 9 の所有権移転売買の報告をいたします。 譲渡人に 7 月 2 0 日午前 1 0 時 1 0 分に本人の自宅で申請書類の確認をいたしました。 申請書のとおりでありますので間違いはありませんとのことでした。 何回もご苦労様ですといわれました。 次にNo. 1 9 の譲渡人に 7 月 2 0 日午前 1 0 時に本人の自宅で申請書類の確認を行いました。 申請書類のとおりでありますとのことでした。
1 3 番	(中棚 委員) No. 1 7, 1 8, 1 9 の土地についての説明 次に畑の報告を致します。 No. 1 7, 1 8, 1 9 の畑は赤木名の〇〇の横の 3 筆の畑になります。 7 月 1 7 日午後 2 時 3 5 分に竹山主幹, 丸田推進委員, 私で確認しました。 3 筆の畑は事前着工はされていないので問題ないと思います。 以上です。
笠利 事務局	(竹山 主幹) No. 1 8 の譲渡人についての説明 農地法 5 条の規定によるNo. 1 8 について, 調査報告いたします。 7 月 1 8 日金曜日, 午後 2 時 4 5 分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対するNo. 1 4 ～No. 1 9 の質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数の挙手) 賛成多数であります。

事務局	よって、議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について No. 1 4 ～No. 1 9 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第 5 》 議案第 3 8 号 非農地の認定についてNo. 1 6 ～No. 1 7 を議題といたします。 それでは事務局から説明を求めます。 （事務局の朗読と説明） （池 局長） 議案第 3 8 号 非農地証明願いについて 今回の申請は 2 件です。内訳は名瀬地区 1 件、笠利地区 1 件の申請です。 1 4 3 ページをお開き下さい。 No. 1 6 につきましては奄美市笠利町大字平字大トムリ原の 2 筆の申請です。 1 4 4 ページの案内図から龍郷奄美空港線 8 2 号を空港方向へ土浜集落入り口近くに位置しております。 農地面積は 1, 7 4 0 m²、農地区分は第 1 種農地、第 2 種農地であります。 第 1 種農地は〇〇で第 2 種農地は〇〇であります。 因みに第 2 種農地は農振見直しで外されましたが本来なら、〇〇についても国道から海側についても外す予定でしたが事務手続き後外す事できなく今回に至った次第です。 参考として 1 4 8 ページに現況写真も添付しております。 続いて、No. 1 7 です。 1 4 9 ページをお開き下さい。 No. 1 7 につきましては奄美市名瀬大字浦上字川内の 2 筆の申請です。 2 筆の合計面積は 5, 1 2 8 m²の申請であります。 農地区分は第 2 種農地であります。 1 5 2 ページの案内図、1 5 3 ページの現況写真からわかりますよう原野化されている土地であります。
-----	---

議長 1 2 番 1 2 番 議長 事務局	以上 2 件でございます。 (岸田 会長) それではNo. 1 6 から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。 (里 委員) 願出人についての説明 1 2 番里です。 議案 3 8 号非農地申請No. 1 6 の願出人について調査報告いたします。 7 月 1 7 日午前 9 時 2 5 分頃, 山本推進委員, 竹山主幹, 願出人の息子と現地で立ち 合いました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (里 委員) 土地についての説明 議案 3 8 号非農地申請No. 1 6 の土地について調査報告いたします。 7 月 1 7 日午前 9 時 2 5 分頃, 山本推進委員, 竹山主幹, 願出人の息子と現地で立ち 合いました。 申請地は土地の 4 分の 3 が雑木に生え, 原野化しており残り 4 分の 1 も 1 0 年位 放置された状態です。 もう 1 筆については農振地ではありますが全体的に雑木が生え両土地とも農地に 再生するためには非農地と判断するのもやむをえないと判断いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) No. 1 7 お願いします。 (別府 主査) 願出人についての説明 議案 3 8 号非農地申請No. 1 7 について, 願出人について調査報告いたします。 令和 7 年 7 月 2 3 日午後 5 時 3 0 分に大分市にお住まいの〇〇さんに電話でお話し を聞くことができました。 今後も農地として利用する予定は無く, また奄美に戻る予定もないとの事でした。 申請内容についても相違ない旨の確認がとれました。 会の皆様のご審議よろしくお願い致します
--	---

1 4 番	(田中 委員) 土地についての説明 1 4 番田中です。 非農地申請No.1 7 の土地について調査報告いたします。 7 月 2 3 日午前 9 時, 推進委員の山下さん, 事務局の別府さんと私の 3 人で現地を確認しました。 1 5 3 ページをご覧ください。 場所は浦上から龍郷方面の途中に本茶トンネル手前を左に入った山の入口付近になります。写真でもわかるとおり山林となっておりほとんどが斜面の状態で畑として利用するには困難な場所だと判断いたします。 以上, 報告いたします。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか
7 番	(日高 委員) 7 番日高です。 No.1 6 の畑の航空写真をみたらハウスのなごりがあるのですが、これ現状はどうなっていますか。
笠利 事務局	(竹山 主幹) ドラゴンフルーツの骨組みです。 この航空写真は 3 年前ぐらいだと思います。 現在は錆ていて古くて何も植えてない状況です。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。

事務局 笠利支所 農林水産課	よって、議案第38号 非農地の認定についてNo.16～17について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《日程第6》 議案第39号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。 議案協議の前にこの案件につきましては5番 照井 委員について利害関係がありますので退出の程、お願いいたします。 それでは事務局に議案の説明を求めます。 (池 局長) 議案第39号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について 157ページをお開き下さい。 今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外が1件の申請であります。 申出書の内容につきましては農振の担当者であります笠利総合支所農林水産課農政水産係 永田主査からご説明のほどよろしくお願いいたします。 (永田 主査) 笠利農林水産課の永田です。 今回の案件につきましては、除外申出1件のみとなります。 では、資料に基づいて説明させていただきます。 件1, No.6です。申請者は〇〇であります 申出地は奄美市笠利町大字喜瀬字タラマシ, 地目は畑, 申出面積は290㎡ 変更理由は駐車場で除外の申出であります。 当該土地は、奄美市役所笠利総合支所から西へ約2.5キロに位置し、集団性を有する農用地区域のはずれに存在しております。 地域計画において、打田原集落は、節田・手花部地区となりますが、地域計画には含まれておりません。 申出理由としましては、土地利用者である〇〇の経営する貸別荘の駐車場にしたい為、除外の申出であります。 貸別荘は打田原集落に7棟あり、管理者および利用者の駐車場としての利用を考えているとのことでした。
--	--

議長 2 番 2 番 議長	調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。 (岸田 会長) それでは、No.6 の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。 (朝 委員) 申出人についての説明 議案39号農業振興地域整備計画の変更についてNo.6の申出人及び土地について調査報告をいたします。 申出人には7月21日午後2時頃に、申請地にて事務局の竹山主幹、笠利支所の農林水産課の永田主査、盛推進委員、私の4人で申出地にて本人から話しを伺いました。申出人は現在、農業を行ってなく自営で塩を作っているとのことでした。今回の申請は、貸別荘の会社が近くにある貸別荘の利用客の増加が見込まれるため駐車場として利用したいとの事でした。また、申請書の記載内容に間違いのないとのことでした。 (朝 委員) 土地につきましても7月21日午後2時頃に申出地にて事務局の竹山主幹、笠利支所の農林水産課の永田主査、盛推進委員、私の4人で申出地にて本人から話しを伺い、現地を確認しました。 161、162ページの地図をご覧ください。 申出地は現在雑草が生え耕作されておりません。周辺との境界にはソテツが植えてありました。申出地の東側は水路、この水路には申出人が作ったセメント作りと木造の橋が架かっていました。南側は原野、西側は野菜畑、北側につきましてはバナナ畑となっていました。 以上、報告いたします。 (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手)
---	---

全員賛成であります。

よって、議案第 39 号奄美市農業振興地域整備計画の変更による No. 6 について、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

照井 委員の入室を許可致します。

《 日程第 7 》

議案第 40 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

議案第 41 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。

議案協議の前にこの案件につきましては

13 番 中棚 委員 2 番 西なおみ 推進委員について利害関係がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（池 局長）

議案 40 号奄美市農用地利用集積計画中間管理機構合意解約

議案 41 号奄美市農用地利用集積計画中間管理機構賃貸借契約の決定についてご説明いたします。

最初に議案 40 号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について 172 ページの合意解約管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の 10 件 15,412 m²でございます。

解約理由につきましては載せ替えのための解約であります。

続いて議案 41 号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について 177 ページの名瀬地区、178～180 ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

契約内容といたしましては名瀬地区が 1 件で面積は 982 m²、の契約でございます。

また、笠利地区につきましては 27 件で面積は 42,478 m²の契約ござい

議長

ます。

その他、作物名などにつきましてはお目通してください。

以上であります。

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第40号、41号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

2人の委員の入室を許可します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

協 議 会

(農業委員会事務局職員から)

1. 連絡事項

① 8月の日程について

- ・申請締め切り日 8月 5日 火曜日
- ・事前協議の日程 8月13日 水曜日 9:30～ 3F会議室
出席者: 岸田会長 榮会長代理 山田委員 中棚委員 盛推進委員
- ・総会の日程 8月25日 月曜日 9:30～ 5F会議室

② 利用状況調査について

- ・市有農地の調査のお願いについて。

議長

(岸田 会長)

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和7年7月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 西 盛 満
署名委員 山田 正修
作成者 池 秀 平